

定例会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和 8 年第 2 回市議会定例会提出予定議案	----- 1 ~ 2
予算関係	
2 令和 8 (2 0 2 6) 年度各会計補正予算総括表	----- 3
3 令和 8 (2 0 2 6) 年度各会計補正予算の内訳	----- 4 ~ 6
4 令和 8 (2 0 2 6) 年度各会計補正予算の内容	----- 7 ~ 10
条例関係	
5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子	-----11~19
6 専決処分の報告について	
(函館市税条例の一部を改正する条例の骨子)	-----20~36

1 令和 8 年第 2 回市議会定例会提出予定議案

(議案)

- 1 令和 8 (2026) 年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】
- 2 令和 8 (2026) 年度函館市病院事業会計補正予算 【病 院 局】
- 3 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について 【総 務 部】
- 4 函館市税条例の一部改正について 【財 務 部】
- 5 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【子ども未来部】
- 6 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 【子ども未来部】
- 7 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 【子ども未来部】
- 8 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 【子ども未来部】
- 9 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 【子ども未来部】
- 10 函館市介護保険条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 11 函館市印鑑条例の一部改正について 【市 民 部】
- 12 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について 【企業局ほか】
- 13 物品の購入契約について (水槽付消防ポンプ自動車 1 台) 【消 防 本 部】
- 14 同 件 (高規格救急自動車 (北消防署) 1 台) 【消 防 本 部】
- 15 同 件 (函館市立小学校・義務教育学校における学習者用端末 7,976 台) 【教育委員会】
- 16 同 件 (函館市立中学校・義務教育学校における学習者用端末 4,318 台) 【教育委員会】

- | | | |
|----|---|---------|
| 17 | 工事請負契約について（市営函館競輪場競走路改修工事） | 【土木部】 |
| 18 | 同 件（都市計画道路公園通電線共同溝設置業務） | 【土木部】 |
| 19 | 同 件（市民会館屋上防水改修その他工事） | 【都市建設部】 |
| 20 | 損害賠償の額について | 【病院局】 |
| 21 | 専決処分の報告について（函館市税条例の一部改正について） | 【財務部】 |
| 22 | 同 件（工事請負契約について（学校施設冷房設備整備機械設備工事〔第2期1工区〕）） | 【都市建設部】 |
| 23 | 同 件（工事請負契約について（学校施設冷房設備整備機械設備工事〔第2期2工区〕）） | 【都市建設部】 |

（報告）

- | | | |
|---|--------------------------------|----------|
| 1 | 専決処分の報告について（訴えの提起について） | 【子ども未来部】 |
| 2 | 同 件（訴えの提起について） | 【都市建設部】 |
| 3 | 令和7（2025）年度函館市一般会計繰越明許費繰越計算書 | 【財務部】 |
| 4 | 令和7（2025）年度函館市水道事業会計継続費繰越計算書 | 【企業局】 |
| 5 | 令和7（2025）年度函館市水道事業会計予算繰越計算書 | 【企業局】 |
| 6 | 令和7（2025）年度函館市公共下水道事業会計予算繰越計算書 | 【企業局】 |
| 7 | 定期監査，随時監査（工事監査）および例月現金出納検査報告 | 【監査事務局】 |

2 令和8(2026)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後	
一 般 会 計		154,100,000	128,728	154,228,728	
特 別 会 計	港 湾 事 業	2,854,000		2,854,000	
	国 民 健 康 保 険 事 業	24,439,987		24,439,987	
	自 転 車 競 走 事 業	30,554,922		30,554,922	
	奨 学 資 金	15,542		15,542	
	地 方 卸 売 市 場 事 業	442,000		442,000	
	介 護 保 険 事 業	32,924,865		32,924,865	
	発 電 事 業	4,300		4,300	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	188,236		188,236	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	5,940,781		5,940,781	
	小 計	97,364,633		97,364,633	
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入 支 出	6,851,478 8,706,546		6,851,478 8,706,546
	公 共 下 水 道 事 業	収 入 支 出	11,137,998 12,437,139		11,137,998 12,437,139
	交 通 事 業	収 入 支 出	2,171,842 2,432,419		2,171,842 2,432,419
	病 院 事 業	収 入 支 出	30,059,000 31,926,602	20,000 20,000	30,079,000 31,946,602
	小 計	収 入 支 出	50,220,318 55,502,706	20,000 20,000	50,240,318 55,522,706
合 計		収 入 支 出	301,684,951 306,967,339	148,728 148,728	301,833,679 307,116,067

3 令和8(2026)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費	6,299,398	41,471	6,340,869	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所機能向上事業費 14,740 ・ 防災対策経費(その他諸経費)増 461 ・ 高等教育機関応援補助金 8,800 ・ 移住支援金増 16,800 ・ 企業版ふるさと納税基金積立金増 670
民生費	58,676,168	21,698	58,697,866	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者データベースシステム経費 495 ・ 障害福祉サービス指定事業者管理システム経費増 811 ・ 障害児通所支援指定事業者管理システム経費増 676 ・ 地域密着型サービス拠点整備費等補助金 12,000 ・ 児童福祉施設維持補修費増 6,187 ・ 児童館等管理運営所要経費(その他諸経費)増 489 ・ 生活保護適正化対策事業費増 1,040
衛生費	20,152,577	24,603	20,177,180	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種健康被害救済措置給付金増 10,837 ・ 日乃出清掃工場管理運營業務委託料増 13,766
商工費	10,207,214	▲ 3,500	10,203,714	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひろめ舟祭り開催負担金皆減 ▲ 3,500
土木費	10,409,383	10,284	10,419,667	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致維持向上計画策定経費 10,284
教育費	8,521,524	10,631	8,532,155	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ・不登校等対策推進費増 2,001 ・ 学校図書館図書等整備費増(中学校費) 100 ・ 重要文化財旧函館区公会堂災害復旧事業費 8,530
予備費	100,000	23,541	123,541	
その他	39,733,736		39,733,736	
歳出合計	154,100,000	128,728	154,228,728	

【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	35,149,381	36,316	35,185,697	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種健康被害救済措置事業費負担金増 10,837 ・ 障害者総合支援事業費補助金 989 ・ 地域密着型サービス拠点整備費等補助金 8,000 ・ 生活保護費補助金増 519 ・ 歴史まちづくり推進事業補助金 10,000 ・ 文化財整備費補助金増 5,971
道支出金	9,711,038	12,600	9,723,638	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生対策推進費補助金増 12,600
寄付金	3,201,337	61,170	3,262,507	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般寄付金増 45,166 ・ 指定寄付金増 100 ・ ふるさと寄付金増 15,904
繰入金	4,094,558	1,442	4,096,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興基金繰入金増 450 ・ 企業版ふるさと納税基金繰入金増 992
市債	11,030,700	17,200	11,047,900	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所機能向上事業債 14,700 ・ 文化財整備事業債増 2,500
その他	90,912,986		90,912,986	
歳入合計	154,100,000	128,728	154,228,728	

【病院事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
病院事業費用	27,708,334	20,000	27,728,334	・ 医療事故に係る損害賠償金 20,000
資本的支出	4,218,268		4,218,268	
支出合計	31,926,602	20,000	31,946,602	
病院事業収益	26,775,995	20,000	26,795,995	・ 病院賠償責任保険保険金収入 20,000
資本的収入	3,283,005		3,283,005	
収入合計	30,059,000	20,000	30,079,000	

4 令和8(2026)年度各会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
1 新規および増額分	128,687	103,562	25,125
[総務費・一般管理費] 【総務部】 1 防災対策経費(その他諸経費) 避難所機能向上事業費 津波浸水想定区域内の避難所の解錠を迅速かつ確実に行うため、 夜間・休日に無人となる小中学校12箇所にJアラートと連動し 自動で解錠ができるリモート鍵ボックスシステムを導入 既決予算額 2,302 → 17,503	15,201	14,700 (市債)	501
[総務費・企画費] 【企画部】 2 高等教育機関応援補助金 企業版ふるさと納税を活用した「高等教育機関応援プロジェクト」への 寄付意向が示されたことから、キャンパス・コンソーシアム函館を 組織する高等教育機関の実施事業に対して 寄付額(11,000千円)の8割(8,800千円)を補助 既決予算額 0 → 8,800	8,800	8,800 (寄付金)	
[総務費・企画費] 【企画部】 3 キャンパス・コンソーシアム函館負担金【財源補正】 「高等教育機関応援プロジェクト」への 寄付額(11,000千円)の2割(2,200千円)のうち、 市が実施する高等教育機関の連携等に関する事業費の 既決予算分に活用 既決予算額 1,530 → 1,530		1,530 (寄付金)	▲ 1,530
[総務費・企業版ふるさと納税基金積立金] 【財務部】 4 企業版ふるさと納税基金積立金 「高等教育機関応援プロジェクト」への 寄付額(11,000千円)の2割(2,200千円)のうち、余剰分を基金へ積立 既決予算額 139 → 809	670	670 (寄付金)	
[総務費・企画費] 【企画部】 5 移住支援金 申請予定世帯数の増加に伴う移住支援金の増額 既決予算額 22,200 → 39,000	16,800	12,600 (道)3/4	4,200
[民生費・障害者福祉費] 【保健福祉部】 6 障害者データベースシステム経費 障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者データベースシステムの改修 既決予算額 0 → 495	495	247 (国)1/2	248

(単位:千円)

科目・内容		事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
7	[民生費・障害者福祉費] 【保健福祉部】 障害福祉サービス指定事業者管理システム経費 障害児通所支援指定事業者管理システム経費 障害福祉サービス等報酬改定に伴う指定事業者管理システムの改修 既決予算額 3,934 → 5,421	1,487	742 (国)1/2	745
8	[民生費・老人福祉費] 【保健福祉部】 地域密着型サービス拠点整備費等補助金 高齢者施設等の熱中症防止対策として、 新たに壁掛けエアコン等を設置する費用を補助 既決予算額 0 → 12,000	12,000	8,000 (国)2/3	4,000
9	[民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 児童福祉施設維持補修費 令和6年度から令和8年度に採納したふるさと寄付金を活用し、 児童館の照明器具を交換 既決予算額 19,190 → 25,377	6,187	5,896 (寄付金) (企業版ふるさと納税基金)	291
10	[民生費・子ども健全育成費] 【子ども未来部】 児童館等管理運営所要経費(その他諸経費) 令和7年度に採納した指定寄付金を活用し、児童館の備品を整備 既決予算額 51,434 → 51,923	489	450 (地域振興基金)	39
11	[民生費・生活保護総務費] 【保健福祉部】 生活保護適正化対策事業費 マイナンバー法の改正に伴う生活保護システムの改修 既決予算額 93,914 → 94,954	1,040	519 (国)1/2	521
12	[衛生費・感染症等予防費] 【保健福祉部】 予防接種健康被害救済措置給付金 新たに厚生労働省の認定を受けた予防接種健康被害者への給付 既決予算額 9,302 → 20,139	10,837	10,837 (国)10/10	
13	[衛生費・塵芥処理費] 【環境部】 日乃出清掃工場管理運営業務委託料 契約書に基づく物価変動割合が基準値を超えることに伴う 令和8年度分委託料の増額 既決予算額 434,590 → 448,356	13,766		13,766

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[土木費・都市計画総務費] 【都市建設部】 14 歴史的風致維持向上計画策定経費 西部地区の歴史資源や地域活動の保存・活用を一体的に推進するため、歴史的風致維持向上計画基本方針を策定する経費を計上 既決予算額 0 → 10,284	10,284	10,000 (国)10/10	284
[教育費・教育委員会費] 【教育委員会】 15 いじめ・不登校等対策推進費 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として調査することになった事案における審議会や重大事態調査部会の調査に係る委員報酬を計上 既決予算額 4,430 → 6,431	2,001		2,001
[教育費・学校管理費(中学校費)] 【教育委員会】 16 学校図書館図書等整備費 令和8年度に採納した指定寄付金を活用し、中学校図書館の図書を整備 既決予算額 5,825 → 5,925	100	100 (寄付金)	
[教育費・文化財保護費] 【教育委員会】 17 重要文化財旧函館区公会堂災害復旧事業費 令和7年12月に発生した地震により破損したシャンデリアおよび漆喰壁等に生じたひび割れの復旧に係る経費を計上 既決予算額 0 → 8,530	8,530	8,471 (国)7/10 (市債)	59
[病院事業会計] 【病院局】 18 医療事故に係る損害賠償金 令和4年9月に発生した市立函館病院における医療事故に係る損害賠償金を計上 既決予算額 0 → 20,000	20,000	20,000 (保険金)	
2 その他補正分	▲ 3,500		▲ 3,500
[商工費・観光費] 【南茅部支所】 19 ひろめ舟祭り開催負担金 既決予算額 3,500 → 0	▲ 3,500	▲ 3,500 (市債)	
[歳入(特定財源)] 【保健福祉部】 20 過疎地域持続的発展特別事業債【財源補正】		3,500 (市債)	▲ 3,500

(単位:千円)

科目・内容		事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
3 予備費		23,541		23,541
21	[予備費] 【財務部】 予備費(100,000 → 123,541)	23,541		23,541
合 計		148,728	103,562	45,166
22	【歳入(一般財源)】 【財務部】 一般寄付金 既決予算額 1 → 45,167		45,166	▲ 45,166

5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定等を整備し、家屋等に対して課する固定資産税の免税点を引き上げ、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長し、および特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合等の改定等をするため

2 改正内容

(1) 個人市民税（第26条の6，第27条の2，第27条の3の2，第27条の3の3，附則第5条，附則第7条の3，附則第7条の4，附則第8条の2）

ア 復興特別所得税の課税期間の延長および防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除に関する規定を整備する。

イ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長する。

ウ 規定の整備

(2) 固定資産税および都市計画税（第40条，附則第8条の3）

ア 固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円に、償却資産に係る免税点を180万円にそれぞれ引き上げる。

イ 固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合等について次のとおりとする。

(ア) 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備）については、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる軽減割合を2分の1とする。

(イ) 風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく洋上風力発電設備）については、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる軽減割合を5分の3とする。

(ウ) 風力発電設備（港湾法に基づく洋上風力発電設備および地球温暖化対策の推進に関する法律または農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく陸上風力発電設備）については、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる軽減割合を3分の2とする。

(エ) 利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物については、固定資産税等の減額割合を3分の1とする。

3 施行期日

(1) 附則第8条の3の改正規定

公布の日

(2) 第27条の2, 第27条の3の2, 第27条の3の3, 附則第5条および第7条の3の改正規定

令和9年1月1日

(3) 第40条の改正規定

令和9年4月1日

(4) 第26条の6, 附則第7条の4（「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項または第4項」に改める部分に限る。）および第8条の2の改正規定

令和10年1月1日

(5) 附則第7条の4（(4)の項を除く。）の改正規定

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総所得金額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の3の2第1項第3号および第27条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第26条の6第1項(同項第8号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。))に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総所得金額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の3の2第1項第3号ならびに第27条の3の3第1項第2号および第3号ならびに第2項第4号において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第26条の6第1項(同項第8号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。))に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」とい</p>

以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)および第18条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第33条の8第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定

う。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)および第18条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の3の2 (略)

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第5項および第33条の8第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定す

する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第33条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族または特定親族の氏名

る申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）（退職手当等（第33条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48

条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(4) その他地方税法施行規則で定める事項

(新設)

2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、地方税法施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族または特定親族の氏名

(5) その他地方税法施行規則で定める事項

3 第1項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項または同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、地方税法施行規則で定めるところにより、第1項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項または同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第40条 同一の者が市内において所有する土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、法附則第33条の3第5項、法附則第34条第4項、

(固定資産税の免税点)

第40条 同一の者が市内において所有する土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地または家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第26条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、法附則第33条の3第5項、法附則第34条第4項、

法附則第35条第5項、法附則第35条の2第5項、法附則第35条の2の2第5項または法附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第8条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の3 （略）

2～7 （略）

8 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

法附則第35条第5項、法附則第35条の2第5項、法附則第35条の2の2第5項、法附則第35条の3の6第4項または法附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、第26条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第8条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第26条の6第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の3 （略）

2～7 （略）

8 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

13 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

<p>15 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>19～23 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>15 <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>16～20 (略)</p> <p>21 <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
--	--

6 専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の所得割の課税標準に関する規定を整備し、軽自動車税について環境性能割の廃止、種別割の名称の変更等をし、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備し、および規定を整備するため

2 改正内容

(1) 個人市民税（第26条）

個人の市民税の所得割の課税標準に関する規定を整備する。

(2) 軽自動車税（第63条、第64条、第64条の2、第64条の3、第64条の4、第64条の5、第64条の6、第64条の7、第64条の8、第64条の9、第65条、第66条、第66条の2、第66条の3、第67条、第68条、第69条、第69条の2、第70条、第71条、附則第14条の2、附則第14条の2の2、附則第14条の3、附則第14条の3の2、附則第14条の4、附則第14条の5、附則第14条の6、附則第14条の7、改正附則第7条）

ア 軽自動車税の環境性能割を廃止し、および種別割から軽自動車税へ名称を変更する。

イ 一定の要件を満たす軽自動車について、特例期限を2年延長する。

(3) 固定資産税および都市計画税（附則第8条の4）

利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税および都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備する。

(4) 規定の整備（第11条、附則第7条の3、附則第7条の3の2、附則第8条の3、附則第8条の4）

3 施行期日 令和8年4月1日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(延滞金)</p> <p>第11条 納税者または特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号および第6号において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間（法第321条の2第3項および第4項、法第321条の12第3項および第4項ならびに法第326条第2項および第3項の規定により控除される期間を除く。）の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第5号までに掲げる期間および第6号から第8号までに定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第64条の7第1項の申告書</u>、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書に係る税額（第5号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第64条の7第1項の申告書</u>、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項および次項ならびに第26条の7第1項において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書に係る税額（第5号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項および第26条の7第1項において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p>

(軽自動車税の納税義務者等)

第63条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第64条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(軽自動車税の納税義務者等)

第63条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

(削る)

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第64条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(削る)

(削る)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第64条の2 (略)

(種別割の課税免除)

第64条の3 商品であつて使用されていない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第64条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第64条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第64条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第64条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、地方税法施行規則第33号の4様式

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第64条の2 (略)

(軽自動車税の課税免除)

第64条の3 商品であつて使用されていない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

2 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第64条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第64条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第69条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

(種別割の税率)

第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第66条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 (略)

第66条の2 削除

(種別割の徴収方法)

第66条の3 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告または報告の義務)

第67条 種別割の納税義務者である軽自動車等の

(削る)

(削る)

(軽自動車税の税率)

第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日および納期)

第66条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。

3 (略)

第66条の2 削除

(軽自動車税の徴収方法)

第66条の3 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告または報告の義務)

第67条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車

所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の4の2様式による申告書，原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4の2様式による申告書を，原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4の2様式による申告書を，原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第68条 (略)

2・3 (略)

(種別割の減免)

第69条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要であると認めるものに対しては、申請によつて種別割を減免する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日（前項第3号に係るものにあつては、納期限）までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

等の所有者または使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の4様式による申告書，原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者にあつては地方税法施行規則第33号の5様式による申告書ならびにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を，原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を，原動機付自転車および小型特殊自動車の所有者または使用者については地方税法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第68条 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第69条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要であると認めるものに対しては、申請によつて軽自動車税を減免する。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（前項第3号に係るものにあつては、納期限）までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第69条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をする

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第69条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をする

とともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

- 2 法第445条もしくは第64条の2または第63条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第64条の2または第63条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、同様とする。

3～5 (略)

- 6 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

7・8 (略)

(商品である原動機付自転車の試乗用標識)

第71条 (略)

- 2 試乗用標識は、市内に事業所を有する原動機付自転車の販売業者で種別割を課された原動機付自転車を有するものに対して交付する。

3～5 (略)

附 則

をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

- 2 法第445条もしくは第64条の2または第63条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第64条の2または第63条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、同様とする。

3～5 (略)

- 6 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたとき、または当該原動機付自転車もしくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識および証明書を返納しなければならない。

7・8 (略)

(商品である原動機付自転車の試乗用標識)

第71条 (略)

- 2 試乗用標識は、市内に事業所を有する原動機付自転車の販売業者で軽自動車税を課された原動機付自転車を有するものに対して交付する。

3～5 (略)

附 則

第7条の2 削除

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては，法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を，当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第1項の規定の適用については，同項中「第26条の3および第26条の6」とあるのは，「第26条の3，第26条の6および附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は，市民税の所得割の納税義務者が，当該年度の初日の属する年の3月15日までに，地方税法施行規則で定めるところにより，同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を，市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り，適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第7条の2 削除

(削る)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には，法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第1項の規定の適用については、同項中「第26条の3および第26条の6」とあるのは、「第26条の3、第26条の6および附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8～18 (略)

19 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の7第1項の規定の適用については、同項中「第26条の3および第26条の6」とあるのは、「第26条の3、第26条の6および附則第7条の3第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8～18 (略)

19 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22・23 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

4 (略)

部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

6 (略)

7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

8・9 (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費

(7) (略)

5 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

6 (略)

7 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

8・9 (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条

第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定

第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（軽自動車税の税率の特例）

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定

の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の

の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(削る)

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項または第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申

認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第67条および第68条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第14条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の5の規定により読み替えられた第64条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第

請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第67条および第68条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（削る）

29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)

第14条の3の2 当分の間、第64条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車等に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の4 市長は、当分の間、第64条の9の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の5 第64条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の6 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。 (削る)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 (削る)

げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

- 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号） 新旧対照表

【附則第7条関係】

現 行	改 正 案		
<p data-bbox="245 389 328 421">附 則</p> <p data-bbox="165 479 783 779">第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る函館市税条例第65条および附則第14条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="193 788 788 831"> <tr> <td data-bbox="464 792 515 824">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<p data-bbox="890 389 973 421">附 則</p> <p data-bbox="810 479 1428 779">第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る函館市税条例第65条および附則第14条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 788 1433 831"> <tr> <td data-bbox="1109 792 1160 824">(略)</td> </tr> </table>	(略)
(略)			
(略)			